

米原市総合計画後期基本計画策定について

政策調整課

1. 計画策定の趣旨

平成19年9月に、まちの憲法である米原市自治基本条例の理念に基づき、市民・地域・事業者等および市との協働によるまちづくりを進めるための指針とし、米原市総合計画を策定しました。

前期基本計画の計画期間の終了を迎える中、米原市を取り巻く状況は大きく変わってきています。少子・高齢化の進行、それに伴う人口減少、後期高齢者数の増加・過疎化等により、まちの元気力を低下させ得る課題がみられます。こうした状況を打破するためには、厳しい財政状況の中でも限られた財源を有効に活用し、簡素で効率的な行政運営、選択と集中による思い切った政策判断が求められています。

一方、前期計画においては、地域の安全・安心づくり、地域が輝く仕組みづくりなど、地域力を高める取り組みを進め、新市米原市の基礎固めに努めてきました。後期基本計画においては、こうした地域力をはじめ、「米原」ならではの地域資源を有効に活用し、にぎわいと活力を生み出すことが必要となっています。

これらを念頭において、米原市自治基本条例の理念に基づきながら、市民と協働したまちづくりを進めていくため、地域の特定課題を市民と共有しながら、地方分権時代にふさわしい中期的な施策計画として後期基本計画を策定します。

2. 総合計画の構成および期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」および「実施計画」の3つより構成されています。

「基本構想」…将来の目標および目標達成のための施策構想を示すものです。
計画期間は平成19年度～平成28年度までの10年間です。

「基本計画」…基本構想で示された目標に到達するための施策の体系を明らかにしたものです。
基本構想期間を前期・後期に分け、前期基本計画の計画期間は平成19年度～平成23年度の5年間であり、今回策定する後期基本計画の計画期間は、平成24年度～平成28年度です。

「実施計画」…基本計画で示した施策を進めるため、年度別に具体的事業の内容、事業費および実施年度を明らかにし、毎年度の予算編成の指針となります。計画期間は3年間で毎年度点検・見直しを行います。

